

梅郷地区防災計画

令和6年6月

梅郷地区防災対策委員会

計 画 の 構 成

第 1 部 総則

第 2 部 災害予防計画

第 3 部 震災応急対策計画

第 4 部 風水害応急対策計画

第 5 部 資料

第1部 総 則

1 計画の方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、青梅市地域防災計画にもとづき、梅郷地区防災対策委員会等が災害予防、災害応急対策を実施することにより、地域住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする。

機 関 名	業 務 の 大 綱
防災士	・ 地域の被害の対応に関すること。 ・ 地域の被害状況の収集および応急措置に関すること。
まとい会梅郷支部	・ 地域の被害状況の収集および応急措置に関すること。 ・ 消防団員の活動に対する支援に関すること。
畑中・梅郷駐在所	・ 被害実態の把握と各種情報の収集に関すること。 ・ 被災者の避難、誘導に関すること。 ・ 交通の規制に関すること。 ・ 公共の安全と秩序の維持に関すること。
交通安全協会第4支部	・ 交通の誘導の補助に関すること。 ・ 住民の避難、誘導に関すること。
青梅食品衛生協会吉野支部	・ 救援物資の供給に関すること ・ 避難所の運営に関すること
青梅女性防火防災の会	・ 避難所の開設、運営に関すること。 ・ 避難民に対する炊き出しに関すること。
民生・児童委員	・ 災害時要配慮者の支援に関すること。 ・ 高齢者や障害者の安否確認に関すること。
市立第五小学校	・ 児童の避難、誘導および安全教育に関すること。 ・ 避難所の開設、運営に関すること。
市立西中学校	・ 生徒の避難、誘導および安全教育に関すること。 ・ 避難所の開設、運営に関すること。

(2) 計画の構成

この計画は、次の5部の構成とする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 震災応急対策計画

第4部 風水害応急対策計画

第5部 資料

(3) 計画の修正

この計画は、今後、必要に応じて検討を行い、修正する。また、青梅市地域防災計画が改定されたときは、必要に応じて修正する。

2 関係団体の業務大綱

機 関 名	業 務 の 大 綱
梅郷市民センター	・青梅市災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・管内の被害に関する情報の収集、伝達に関すること。 ・災害時要配慮者※支援に関すること。 ・避難所の開設および運営に関すること。
梅郷地区防災対策委員会	・管内の被害に関する情報の収集、伝達に関すること。 ・各自治会との情報連絡に関すること。 ・災害時要配慮者支援に関すること。 ・避難所の開設および運営に関すること。
自治会連合会第4支会	・管内の被害に関する情報の収集、伝達に関すること。 ・各自治会との連絡調整に関すること。 ・災害時要配慮者支援に関すること。 ・避難所の開設および運営に関すること。
消防団第4分団	・水火災の防御に関すること。 ・人命の救助および救護に関すること。 ・避難勧告等の伝達および避難誘導に関すること。 ・その他消防および水防に関すること。

※災害時要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。

第2部 災害予防計画

1 災害に強い地区づくり

(1) 震災に強い地域づくり

ア 建物の耐震化

梅郷地区内の旧耐震基準で建設された建物の所有者に対して、青梅市の耐震に関する補助事業を活用して、耐震診断および耐震補強工事を推進して建物の耐震化を図る。

(ア) 一般住宅の耐震化の状況

(単位：棟)

町丁目名	旧耐震基準住宅	新耐震基準住宅	総 数	新耐震基準の割合
畑中1丁目	149	170	319	53.3
畑中2丁目	168	171	339	50.4
畑中3丁目	191	261	452	57.7
和田1丁目	91	122	213	57.3
和田2丁目	133	160	293	54.6
梅郷1丁目	51	92	143	64.3
梅郷2丁目	46	102	148	68.9
梅郷3丁目	73	104	177	58.8
梅郷4丁目	106	117	223	52.5
梅郷5丁目	179	284	463	61.3
梅郷6丁目	173	275	448	61.4
柚木1丁目	180	216	396	54.5
柚木2丁目	146	198	344	57.6
柚木3丁目	92	131	223	58.7
計	1,778	2,403	4,181	57.5

※ 青梅市耐震改修促進計画資料（平成19年度）

(イ) 公共施設の耐震化の状況（平成28年6月1日現在）

施 設 名	構 造	延べ面積(m ²)	耐震性の有無
梅郷市民センター本館	鉄筋コンクリート造2階建	610	耐震工事完了
梅郷市民センター体育館	鉄 骨 造 1 階 建	618	耐震工事完了
市立第五小学校校舎	鉄筋コンクリート造4階建	6,067	耐震工事完了
市立第五小学校屋内運動場	鉄 骨 造 一 部 2 階 建	930	耐震性あり
市立西中学校校舎	鉄筋コンクリート造4階建	6,307	耐震工事完了
市立西中学校屋内運動場	鉄 骨 造 一 部 2 階 建	1,027	耐震工事完了

イ 家具等の転倒防止対策の推進

地震による家具類の転倒・落下を防止することにより、負傷者の減少、負傷程度の軽減、地震後の出火防止や地域での救出・救護活動を迅速に行うことができることから、家具等の転倒防止対策の推進を図る。

ウ 防災訓練の参加

地域住民、自主防災組織等の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図るため、防災訓練に積極的な参加を促すとともに内容の充実を図る。

(2) 風水害に強い地域づくり

ア 土砂災害対策の推進

土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

土砂災害警戒区域等の指定状況

(平成23年4月1日現在、単位：箇所数)

町 丁 名	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域	
	急傾斜地	土 石 流	急傾斜地	土 石 流
畑中1～3丁目	18	2	18	2
和田町1～2丁目	37	2	37	3
梅郷1～6丁目	47	17	50	20
柚木町1～3丁目	30	7	31	8
計	132	28	136	33

イ 警戒避難体制の整備

土砂災害に関しては、警戒区域ごとに情報の収集および伝達、予報または警報の発令および伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するため、必要な警戒避難体制に関する事項について事前に地域において定めておく。

2 避難行動要支援者等への支援制度の推進

地震や風水害などの災害発生時に一番の力になるのは、隣近所や地域の方の助け合いである。

このため、市では災害発生時に自力で避難行動を行えない高齢者や障害のある方の安否確認、避難誘導を行うため支援制度を推進している。

梅郷地区においても、避難行動要支援者に対し、普段からの見守り、安否確認などの支援を行うために、地域で助けあう支援体制づくりを推進する。

3 災害対策用物資の備蓄

梅郷市民センター防災倉庫備蓄状況

(平成29年4月1日現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
ビスケット	60 食分	毛布	198 枚
カンパン	1,920 食分	大型扇風機	1 機
アルファ化米	2,950 食分	応急給水セット	1 箱
保存水 500ml	312 本	ポリタンク 20ℓ	50 個
食器セット	100 人分	ラジオ付ライト	2 個
災害用炊飯器	1 セット	エコ TV ラジオ	2 台
カセットコンロ	4 台	おむつ (大人・子ども)	174 枚
一輪台車	1 台	生理用品	54 枚
土のう袋	219 袋	タオル (大・小)	130 枚
スコップ	25 本	歯ブラシ	100 本
つるはし	10 本	救助資機材セット	1 セット
鋤簾	4 本	救急用品セット	2 セット
掛矢	5 本	ジャッキ	2 機
バール	1 本	担架	1 台
ブルーシート 3.6×5.4m	10 枚	三角巾	32 枚
パーソナルテント	2 張	投光機	4 基
組立式トイレ	5 基	発電機	1 基
トイレ処理セット	1,000 回分	ガソリン缶詰 1ℓ	3 缶
非常用トイレ袋	450 回分	マウンテンバイク	1 台

※この他にロープ、乾電池、安眠マット、ポリ袋等があります。

第3部 震災応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 梅郷地区災害対策本部

ア 本部の設置

青梅市で「震度5弱」以上の地震が観測された場合、または東海地震注意情報が発表された場合には、梅郷市民センター（以下、「市民センター」という。）内に「梅郷地区災害対策本部（以下、「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部（青梅市役所）にその旨を連絡する。

原則として、本部を構成する者は、連絡を待つことなく自主的に本部に参集する。

イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

自治会第4支会正副支会長、消防団第4分団正副分団長、防災士、まとい会梅郷支部正副支部長、交通安全協会第4支部長、青梅食品衛生協会吉野支部長、梅郷市民センター職員。

ウ 本部の活動

本部は、梅郷地区内の被害状況の収集等に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて青梅市災害対策本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

エ 本部の廃止

地震による災害発生のおそれがなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部

ア 自治会本部の設置

青梅市で「震度5強」以上の地震が観測された場合には、自治会館等に「自治会本部」を設置する。

自治会本部を設置した場合には、本部（市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

自治会本部は、次の者をもって構成する。

正副自治会長、自治会役員、まとい会会員、交通安全協会第4支部指導員、その他状況に応じた要員。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集等に努めるとともに、本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部へ支援等の要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は自治会本部を廃止する。

自治会本部を廃止した場合には、本部へその旨を連絡する。

(3) 情報連絡体制

本部は、防災用無線機および青梅市防災行政無線（移動系）、携帯電話、有線電話を活用して被害等の情報収集に努める。

また、消防団無線との連携および必要に応じてアマチュア無線協会に協力を要請する。

2 避難計画

(1) 初期対応

発災直後は、状況に応じて、次の一時集合場所※に集合し、地域の力を結集して災害への初期対応を図る。

いっときしゅうごうばしょ

※一時集合場所：発災後間もない段階での安否確認や救出・救助、初期消火を行い、地域の被害を最小限にとどめ、応急対応活動を行うための場所。

一時集合場所	所 在	電 話 番 号
消防団第4分団 第1部詰所	畑中2-550-2	24-4374
〃 第2部詰所	和田町1-298-1	76-1853
〃 第3部詰所	梅郷1-26	76-1733
〃 第4部詰所	梅郷5-935-14	76-1565
〃 第5部詰所	梅郷6-1316	76-1730
〃 第6部詰所	柚木町2-316-1	76-1854
畑中公会堂	畑中2-548-1	23-5757
和田町会館	和田町2-425	—
梅郷1・2丁目自治会館	梅郷2-399-1	—
梅郷3丁目自治会館	梅郷3-756-3	—
梅郷4丁目自治会館	梅郷4-589-1	—
梅郷5丁目自治会館	梅郷5-1079-7	—
梅郷6丁目自治会館	梅郷6-1263-2	76-1672

一時集合場所	所 在	電 話 番 号
柚木町 1 丁目自治会館	柚木町 1 - 1 0 5 - 5	—
柚木町 2 丁目自治会館	柚木町 2 - 3 1 3 - 2	—
柚木町 3 丁目自治会館	柚木町 3 - 6 7 2 - 1	—

(2) 避難場所等の開設場所

震災時の避難場所※¹ および避難所※² は、青梅市地域防災計画で定められているが、梅郷地区の指定場所は、次のとおりである。

避難場所等	所 在	電 話 番 号	備 考
畑中保育園	畑中 2 - 5 9 3	2 2 - 8 1 0 3	避難場所
和田町運動広場	和田町 2 - 4 2 2 - 1	—	避難場所
梅郷市民センター	梅郷 3 - 7 4 9 - 1	7 6 - 0 4 0 4	避難場所
市立第五小学校	梅郷 3 - 7 6 5 - 1	7 6 - 0 4 1 4	<避 難 所>
市立西中学校	梅郷 6 - 1 4 6 0 - 1	7 6 - 0 1 1 4	<避 難 所>
柚木町運動広場	柚木町 2 - 3 1 2	—	避難場所
柚木苑地駐車場	柚木町 3 - 6 4 3	—	避難場所

※1 避難場所：地震などによる建物倒壊や火災延焼等の危険から安全を確保するための施設。

※2 避難所：大規模な災害が発生し、自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保するための施設で、青梅市では小・中学校など 3 2 か所が指定されている。

(3) 避難所の運営

避難所の管理・運営は、関係機関等が連携して行う。

また、避難所の運営においては、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保に努める。

第4部 風水害等応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 梅郷地区災害対策本部

ア 本部の設置

次の場合に、梅郷市民センター（以下、「市民センター」という。）内に「梅郷地区災害対策本部（以下、「本部」という。）」を設置する。

(ア) 台風が接近して梅郷地区において大きな被害が発生することが予想される場合。

(イ) 青梅市に「土砂災害警戒情報」が発表された場合。

(ウ) 多摩川の調布橋地点において「はん濫注意情報」が発表された場合。

(エ) 市民センターの雨量計で最大1時間降水量が70ミリを超えた場合、または24時間降水量が240ミリを超えた場合。

(オ) その他、梅郷地区災害対策本部長が必要と判断した場合。

なお、本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部（青梅市役所）にその旨を連絡する。

イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

自治会第4支会正副支会長、消防団第4分団正副分団長、防災士、まとい会梅郷支部正副支部長、交通安全協会第4支部長、青梅食品衛生協会吉野支部長、梅郷市民センター職員。

ウ 本部の活動

本部は、梅郷地区内の被害状況の収集等に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて青梅市災害対策本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

エ 本部の廃止

風水害による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部

ア 自治会本部の設置

風水害により自治会管内で大きな被害が発生した場合、および発生するおそれがある場合は自治会館等に「自治会本部」を設置する。

自治会本部を設置した場合には、本部（市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

自治会本部は、次の者をもって構成する。

正副自治会長、自治会役員、まとい会会員、交通安全協会第4支部指導員、その他状況に応じた要員。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集等に努めるとともに、本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部へ支援等の要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

風水害による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は自治会本部を廃止する。

自治会本部を廃止した場合には、本部へその旨を連絡する。

(3) 情報連絡体制

本部は、防災用無線機および青梅市防災行政無線（移動系）、携帯電話、有線電話を活用して被害等の情報収集に努める。

また、消防団無線との連携および必要に応じてアマチュア無線協会に協力を要請する。

2 避難計画

(1) 避難情報

災害による被害が発生することが予想される場合、市長は「避難勧告」または「避難指示」を発令する。

また、「自らの身を守る」ため、早めに避難することが重要である。

ア 避難準備情報

避難勧告や避難指示の発令が予想される場合に、避難のための準備を呼びかけるための情報で、災害時要配慮者は避難を開始し、要配慮者の家族や近隣の支援者は避難のための行動を始める。

イ 避難勧告

災害対策基本法にもとづき、住民に避難を促すために発令される。

ウ 避難指示

災害対策基本法にもとづき、被害の危険が切迫したときに発令される。

(2) 避難基準

大雨警報が発令され、河川の氾濫等により人命に危険な状況が予測される場合、避難を行う。

土砂災害については、原則、気象庁と東京都が合同で発表する「土砂災害警戒情

報」が発表され、最大１時間降水量が７０ミリまたは２４時間降水量が２４０ミリを超えた場合、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている区域の居住者は自主的に避難する。

また、土砂災害の前兆現象（斜面に亀裂、小石が斜面からぱらぱら落ちるなど）等に気づいた場合、直ちに安全な場所に自主的に避難を行う。

（３） 避難場所等の開設場所

風水害時の避難場所（避難所）は、原則として、地元自治会館とする。ただし、土砂災害により被害を受ける恐れがある自治会館は、他の場所とすることが望ましい。

避難場所	所 在	電 話 番 号	構 造	土砂災害指定
畑中公会堂	畑中 2-548-1	23-5757	木造モルタル	K※・D※指定なし
和田町会館	和田町 2-425	—	木造モルタル	K なし D 一部警戒
梅郷 １・２ 丁目	梅郷 2-399-1	—	鉄骨	K・D指定なし
梅郷 ３ 丁目	梅郷 3-756-3	—	木造モルタル	K・D指定なし
梅郷 ４ 丁目	梅郷 4-589-1	—	木造モルタル	K・D指定なし
梅郷 ５ 丁目	梅郷 5-1079-7	—	鉄骨造	K・D指定なし
梅郷 ６ 丁目	梅郷 6-1263-2	76-1672	木造モルタル	K・D指定なし
柚木町 １ 丁目	柚木町 1-105-5	—	木造モルタル	K・D指定なし
柚木町 ２ 丁目	柚木町 2-313-2	—	木造モルタル	K・D指定なし
柚木町 ３ 丁目	柚木町 3-672-1	—	木造モルタル	K 警戒区域 D なし

※ Kは急傾斜地の崩壊、Dは土石流の指定状況。

※ 土砂災害の危険がある場合には、山側と反対の部屋に避難する。

また、青梅市地域防災計画で定められている、梅郷地区の風水害時の避難場所および避難所は、次のとおりである。

避難場所等	所 在	電 話 番 号	備 考
梅郷市民センター	梅郷 ３－７ ４ ９－１	７ ６－０ ４ ０ ４	避難場所
市立第五小学校	梅郷 ３－７ ６ ５－１	７ ６－０ ４ １ ４	<避 難 所>
市立西中学校	梅郷 ６－１ ４ ６ ０－１	７ ６－０ １ １ ４	<避 難 所>

（４） 避難所の運営

風水害時の避難は、浸水被害や土砂災害等が発生する前に避難を行う必要がある。このため、地域の住民に避難所や避難方法などについて、日ごろから周知に努める。

運営は、関係機関等が連携して行う。

また、避難所の運営においては、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保に努める。